告 示

埼玉県告示第百六十一号

定による意見の概要につ \mathcal{O} とおり縦覧 大規模小売店舗立地法 E 供する。 いて、 (平成十年法律第 同条第三項 \mathcal{O} 九 規定によ +号) 第 ŋ 公告し、 八条第一 項及 及び当該意見を次 び 第二項 \mathcal{O} 規

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田

清

司

意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム熊谷店

埼玉県熊谷市新堀字北原九百五十二番十一外

- 口 大規模小売店舗 立 地法第 八条第一 項 の 規定に による市 町 村 \mathcal{O} 意見 \mathcal{O} 概
- (1) \mathcal{U} 青少年 に 声 カ け \mathcal{O} 非行防 の実施) 止対策 \sim \mathcal{O} 継続的な対応をお願 (従業員 (警備員) に 11 .します。 よる施設内 \mathcal{O} 定期 的 な 巡 口 並
- (2) \mathcal{O} は 児童、 あ 計 りま 画 地 生徒に せんが、 2 は小学校及び中学校 対する安全対策をお願 混雑時に お いては車 の通学路に面し 両 1 の通行が します。 て 想定されますの いま す。 車 両 で、 等 0 通 出 学 入 中 П
- (3)もに 発生苦情 0 店 V 舗 \mathcal{O} 捌き車両の停車中及 設備等 に 0 辺生活環境を損なうことの 11 て の稼働音や荷捌き施設にお は誠実に対 び駐車場では、 応し てください な 11 ける作 T よう対策を徹底 イ ド IJ 業に伴う グ ス 騒 L 音、 ツ て プ 11 を励行し、 ただくとと 夜間 照 明 に

二 縦覧期間

平成三十年二月二十七日から平成三十年三月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター